

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会地区小委員会内規

平成18. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成23. 4. 1

平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成29. 5. 1 令和 7. 4. 1

令和 8. 4. 22

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第8条第2項の規定に基づき、地区小委員会に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 地区小委員会は、群馬大学総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）の指揮の下に、昭和地区及び桐生地区における群馬大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の業務の具体的事項を検討する。

(昭和地区小委員会)

第3条 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会昭和地区小委員会（以下「昭和地区小委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 医学図書館長

(2) 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第3条第11号の委員の中からセンター長が指名する者 1人

(3) 医学系研究科から選出された教員 4人

(4) 保健学研究科から選出された教員 2人

(5) 生体調節研究所から選出された教員 2人

(6) 総合情報メディアセンター教員 1人

(7) その他医学図書館長が認めた者

2 前項第3号から第6号までの委員は、センター長が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(桐生地区小委員会)

第4条 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会桐生地区小委員会（以下「桐生地区小委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理工学図書館長

(2) 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第3条第11号の委員の中からセンター長が指名する者 1人

(3) 理工学部各プログラムから選出された教員 各1人

(4) 理工学府理工学基盤部門から選出された教員 1人

(5) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教員 1人

(6) その他理工学図書館長が認めた者

2 前項第3号及び第4号の委員は、センター長が委嘱し、任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 長)

第5条 地区小委員会に議長を置き、それぞれの館長をもって充てる。

2 議長は地区小委員会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第7条 地区小委員会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月22日から施行する。